

調達公告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成26年5月7日

鳥取県知事 平井 伸治

1 委託業務の概要

(1) 業務名

「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運営業務

(2) 業務の内容

ア 本事業に参加する県内企業の選定に当たっての県へのアドバイス提供

イ 共創コミュニティの開設・運営及び生活者の集客

ウ 共創コミュニティへの参加に先立つ参加企業向けのワークショップ等の開催

エ 参加企業に対する新商品コンセプト策定支援の実施

オ 共創の取組にかかる県内企業全体へのフィードバック支援

なお、詳細は「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運営業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

(4) 委託額（予算額）

金5,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人格を有する団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 平成26年5月7日（水）から平成26年5月16日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成26年5月7日（水）から平成26年5月16日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 国内大手企業（国内の証券取引所に株式を上場している企業又は業界での市場シェアが高い等の理由で国内に広く知られている企業をいう。）による共創プロジェクトの支援実績を有すること。
- (6) 委託契約に係る訴えについて、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを認める者であること。

3 参加表明及び企画提案書の提出等

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に基づき「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運營業務委託参加表明書（以下「参加表明書」という。）等を提出すること。本プロポーザルへの参加は、参加表明書を期日までに提出した者に限る。

(2) 質問

- ア 質問がある場合には、質問内容を明確に記載し、平成26年5月28日（水）午後5時までに電子メール（様式任意）で質問すること。
- イ 電子メール以外では受付しない。
- ウ 質問とその回答は、参加表明書により参加の意思を示した者に電子メールで送信し、併せてホームページに掲載する。

(3) 企画提案書等の提出

- ア 提出書類 詳細は実施要領を確認のこと。
 - (ア) 「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運營業務委託企画提案書等提出書
 - (イ) 企画提案書（様式・枚数任意。ただし、A4版で作成（必要に応じてA3判の折り込みも可））
 - (ウ) 見積書（様式任意）
 - (エ) 法人の定款及び登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行のもの）
 - (オ) 直近会計年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）

イ 提出部数 正本1部、副本7部

ウ 提出方法

送付又は持参（電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。）

エ 提出期限

平成26年6月4日（水）午後5時必着

オ 提出期間及び時間

平成26年5月26日（月）から平成26年6月4日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとし、送付による場合は、平成26年6月4日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

カ 提出された書類は、返却しない。

4 各種書類提出先・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済産業総室産業振興室

電話 0857-26-7243

5 審査の方法

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）に基づき設置する鳥取県ワクワク商品開発支援事業業務委託審査会を開催し、あらかじめ提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。

また、審査基準及び配点は、実施要領別添2の『「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運營業務委託プロポーザル審査基準』のとおりである。

6 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。ただし、実施要領別添1の「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運營業務委託仕様書の別添「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」に参加する県内企業の募集方針等に基づき県が募集する鳥取県ワクワク商品開発支援事業に参加希望の県内企業が3社に満たなかった場合は、契約の締結は行わない。

7 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、県は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

9 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用 このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(4) 詳細は実施要領による。